

環境保全基準部会の設置について

1 京都市環境保全基準について

本市では、京都市環境基本条例第11条第1項の規定に基づき、市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、国の環境基準に京都の地域特性を加味した環境保全基準を定めている。

2 国の環境基準の改正について

平成24年8月及び平成25年3月、国の生活環境の保全に関する環境基準に、水生生物に対する新たな毒性情報が明らかとなった「ノニルフェノール」及び「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の2つの項目が追加された。

3 京都市環境保全基準の改定の検討について

上記の2つの項目について、市の環境保全基準で類型指定している全ての河川への適用に向け、市の環境保全基準（生活環境に係るもの）の改定を検討するに当たり、環境保全基準部会を設置し御審議いただくものである。

なお、本市の水質汚濁に係る環境保全基準では、国の環境基準で類型指定していない中小河川についても独自に類型指定を行っている。

(参考 国の環境基準)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物 特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物 特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下